

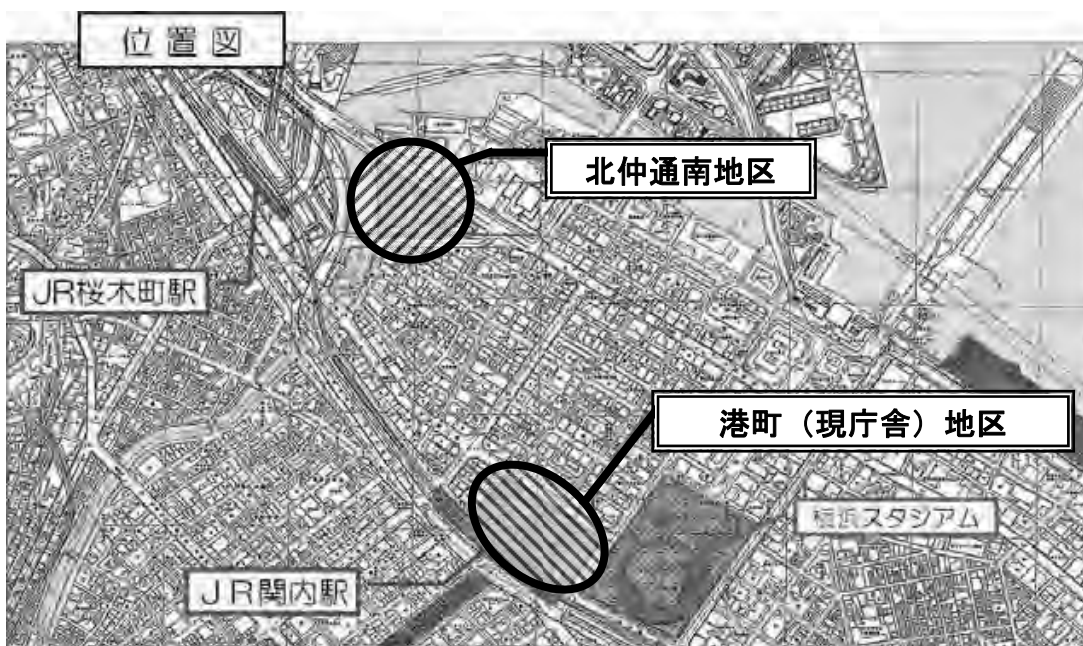
新市庁舎整備に関する検討について

1 これまでの経緯

昭和 34 年	9 月	現庁舎しゅん工
平成 元年	4 月	市庁舎整備基金設置 <small>(横浜市市庁舎整備基金条例施行)</small>
平成 3 年	6 月	「横浜市市庁舎整備審議会」に「21 世紀にふさわしい市庁舎のあり方、条件など市庁舎整備の基本的構想に関する重要な事項」について諮問
平成 7 年	1 月	「横浜市市庁舎整備審議会」答申
平成 14 年	7 月	現庁舎市会棟耐震補強工事完了
平成 19 年	12 月	「新市庁舎整備構想素案」を公表
平成 20 年	3 月	北仲通南地区の土地 1.35ha 取得 (167.8 億円、うち市庁舎整備基金 135 億円、残高 1.2 億円)
平成 21 年	4 月	「新市庁舎整備を核とした事業手法検討委員会」から提言書を受理 現庁舎行政棟耐震補強工事完了
平成 22 年	3 月	「関内・関外地区活性化推進計画」を策定
平成 22 年	12 月	「中期 4 か年計画」(施策 28 ヨコハマの活力源となる都心部構築) において「平成 25 年度までに新市庁舎整備基本計画の策定」を目標
平成 23 年	12 月	政策・総務・財政委員会で検討開始
平成 24 年	6 月	「新市庁舎に関する調査特別委員会」開催

※ 整備パターン

- ① 北仲通南地区に整備
- ② 港町地区に整備
- ③ 北仲通南地区と港町地区に整備 (分庁案)



■市庁舎整備審議会答申《H7年1月》における「基本的理念と機能」

■新市庁舎整備構想素案《H19年12月》における「基本的理念」

■関内・関外地区活性化推進計画《H22年3月》における「基本理念」

(1) 市民本位の行政サービスを推進する市庁舎
 市民本位の行政サービスを向上、推進するには、市民と市政の相互信頼を保つことが大切であり、新市庁舎には市民の行政需要の的確な把握、市民への迅速なサービスや情報の提供、一層の業務の効率化などの機能の充実が期待されている。
 また、新市庁舎は高齢者や障害をもった人たちなど多様な来庁者に対応する設備・施設の面にも十分配慮した計画であることが求められる。

(2) 市民に親しまれる開かれた市庁舎
 横浜市では、市民生活の視点に立った市政を推進しており、新市庁舎は市民と市政のコミュニケーションの場として充実していくことが重要であるので、広報・広聴機能などを充実することが大切である。また、新市庁舎の建設にあたっては、周辺の都市計画を含め市庁舎と街が一体となって構成されるよう考えていかなければならない。

(3) 市民の暮らしを守る防災拠点としての市庁舎
 新市庁舎には、建物や設備の高い耐震性と同時に、災害発生時に市全体の被害状況を把握し、救助・復旧などの指揮命令を行う災害対策本部機能の強化が求められる。
 このため、防災センターを配置し、各局区、防災関係機関とのネットワークを充実するなど、横浜の防災、指揮命令の拠点とし、防災機能が十分発揮できるようにする必要がある。

(4) 「国際文化都市よこはま」にふさわしい市庁舎
 横浜市では、今後、国際的なコンベンション都市、ピースメッセンジャー都市として幅広い分野において活発な国際交流が展開されると考えられるため、新市庁舎は、国際交流活動の進展にも配慮し、交流などの機能を備えることが求められる。このような横浜らしさを生かし、市民共有の財産として市民が誇りを持つような「国際文化都市よこはま」にふさわしい市庁舎となることが望ましい。

(5) 将来の変化に柔軟に対応できる市庁舎
 新市庁舎は、市民に親しまれ、長く活用し、経済性の高いものにすることが求められる。新市庁舎は、将来における行政需要の変化に伴う新たな要素・諸機能にも柔軟に対応できるオープンフロア方式や、「ゆとり」を持った執務スペースの確保、情報通信の変革や省資源・省エネルギー化に配慮した設備などが必要である。



■市庁舎整備審議会答申《H7年1月》

■新市庁舎整備構想素案《H19年12月》

■新市庁舎整備の検討《H20年〜》

整備場所(候補地)

規模

【新市庁舎の建設候補地の選定条件】
 ・交通利便性、地区の機能集積、周辺への波及効果、シンボル性・歴史性、用途確保などの観点で検討
 ・全市域を対象として検討→都心部が「適当」

【建設候補地(7か所)】
 ・都心:「港町(現庁舎)地区」「横浜公園」「山下ふ頭」「北仲通地区」「新港ふ頭」「みなとみらい21高島地区」
 ・新横浜都心:「新羽地区」

※建設候補地7か所のうち3か所をふさわしいと評価

(1) 港町(現庁舎)地区

・2代目、4代目、現庁舎が建設され、市庁舎の建設場所として市民に親しまれている。
 ・周辺に行政、商業、業務機能が集積している。
 ・JR 関内駅の駅前であり、地下鉄も利用が可能であり利便性が高い。

(2) 北仲通地区

・国の合同庁舎など、行政、業務機能が集積している。
 ・水際線を活かした市庁舎の建設が可能な地区である。
 ・JR、地下鉄、東急の3路線が利用可能な桜木町の駅に近く、将来は、みなとみらい21線北仲駅にも直結可能である。
 (現在のみなとみらい線馬車道駅: H16 開通)

(3) みなとみらい21高島地区

・21世紀の都市づくりのシンボリックな地区であり、国際業務拠点としての集積が予定されている。
 ・横浜駅に近く多数の鉄道路線の利用が可能であり、高速道路の最寄のランプのみなとみらいランプは全方向ランプであり、利便性が高い。

・さらに十分な検討を行い、3か所のうちから市長において選定されたい。
 ・「港町(現庁舎)地区」以外に選定する場合は、関内周辺地区への影響や都心の機能強化の視点もふまえ、移転後の利用計画を十分に検討することが必要である。

行政部門: 15万9千~17万7千㎡程度(6,000人)

(考慮事項)
 ・情報システムの変化等に対応した職員1人当たりの執務スペースの確保、会議室の充実
 ・市民への情報提供、情報公開などに対応した市政情報センターの充実
 ・市の防災拠点としての防災センター機能
 ・開かれた市庁舎、快適な市民の待合い空間、高齢者や障害者等への配慮

市会部門: 1万2千~1万3千㎡程度(94人)

(考慮事項)
 ・円滑な議会活動が行えるよう、審議スペース、傍聴スペース、議員関連室の充実、PRコーナーの設置など

市会と行政の配置は、原則的には別棟が望ましい。

(全体) 17万~19万㎡
 ※駐車場は除く

【新市庁舎整備の基本的な考え方】
 答申で候補地となっている横浜都心部「港町(現庁舎)地区」「北仲通地区」「みなとみらい21高島地区」において、行政機能に関連する業務機能や商業・サービス機能に大きな影響を与えることを考慮し、**周辺の街づくりと一体的に進めていく。**

- 1 周辺の街づくりと一体的な推進
- 2 港町(現庁舎)地区周辺の再整備
- 3 新市庁舎整備に関わって様々に活用できる土地の確保
- 4 現在の行政棟の有効活用

(1) 港町(現庁舎)地区

新市庁舎整備にかかわって様々に活用できる土地(=種地)の検討
 (種地の条件)
 一定規模のまとまった土地であり、港町地区周辺から近いこと。

港町地区周辺の再整備については、現庁舎により近い「北仲通南地区」が優位

(2) 北仲通南地区を取得し種地とすることが適当

みなとみらい21高島地区
 ※北仲通南地区が取得できた場合には、民間施設中心の整備の可能性が高くなる。

《整備パターン》
 ①港町(現庁舎)地区周辺に新市庁舎を整備
 ②港町地区周辺と種地に新市庁舎を整備(分庁型)
 ③種地に新市庁舎を整備

行政部門: 11万~14万㎡程度(5,900人)

(考え方)
 ・行政部門は現在(H19年)の政令市の状況を参考に
 する。
 横浜市を除く16政令市の平均: 20.9㎡/人

市会部門: 1万2千~1万3千㎡程度(92人)

(考え方)
 ・議会部門は開かれた市政を実現するために拡充

答申を基本に、行政運営環境の変化を踏まえ算出

(全体) 12万~16万㎡
 ※駐車場は除く

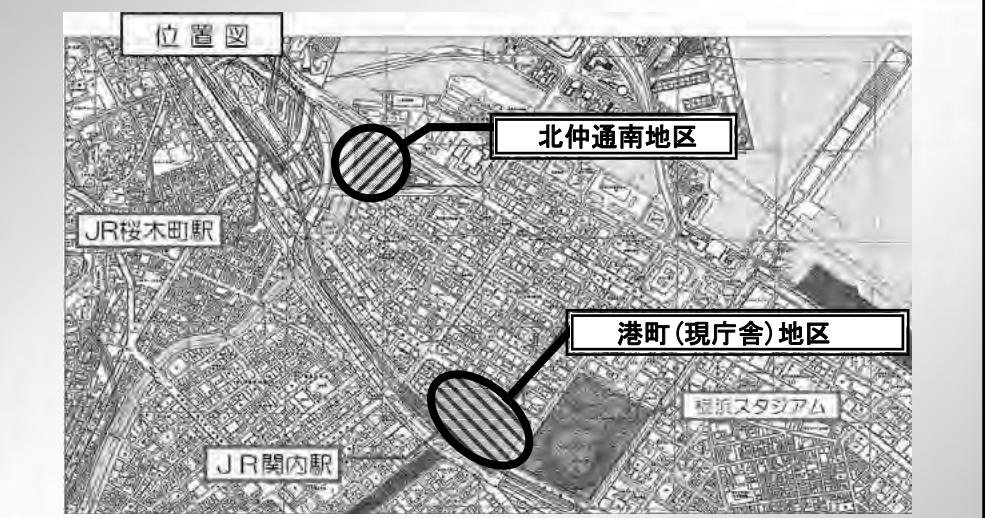
北仲通南地区の土地を種地として取得(H20.3)
 (取得の経緯)
 ・平成20年第1回市会まちづくり調整・都市整備委員会(H20.2.14)
 ⇒補正予算及び債務負担行為の設定について可決
 ・北仲通南地区敷地譲渡契約締結(H20.3.12)
 (土地の概要)
 ・所在地: 横浜市中区本町6丁目
 ・取得面積: 約1.35ha
 ・取得費用: 167.8億円

※新市庁舎整備の候補地を
 ・港町(現庁舎)地区
 ・北仲通南地区とする。

■関内・関外地区活性化推進計画(H22.3)
 (検討委員会からの提言)
 「整備パターンは北仲通南地区を主とした現庁舎との分庁とし、港町地区周辺は、駅前という立地特性を有効に活用した機能を集積したほうが望ましい。」

(1) 港町(現庁舎)地区

(2) 北仲通南地区



《整備パターン》
 ①北仲通南地区に整備
 ②港町地区に整備
 ③北仲通南地区と港町地区に整備(分庁案)

<参考>北仲通南地区の位置図



(平成24年7月9日新市庁舎に関する調査特別委員会配付資料)

<現庁舎の課題と整備の必要性>

施設や設備の老朽化

現在の市庁舎は建築後50年が経過し、空調、電気、給排水など、設備全体の**老朽化**が進んでいます。また、高齢者や障害者等へ配慮した**バリアフリー**や**ユニバーサルデザイン**などに対応した十分な施設整備がされていないことに加え、**執務スペース、会議室及び倉庫の不足**といった非効率的な執務環境を招いている状況です。

執務室の分散化

人口の増加や社会経済状況の変化に伴う業務量の拡大により、執務スペースが著しく不足し、現在では、**市庁舎機能が約20の周辺の民間ビル・市所有施設に分散**しています。これにより、**分かつづらく不便**であるなど**市民サービスの大幅な低下**を招いている他、年間約19.5億円(平成22年度)の賃借料等の**経費支出**や**業務の非効率化**を引き起こしています。

市民対応スペースの不足

情報提供・市民相談・交流の場・文化芸術など様々な市民サービスを提供していますが、執務室の狭あい化や分散化のため**市民対応スペースが不足**しており、市民ニーズが多様化する中でその要請に十分に答えられておらず、市民サービス機能が不十分な状況です。

社会状況への対応

情報化社会の進展に伴う**ICTの活用**や、多様化・複雑化する行政需要や課題に対し、柔軟に対応できる体制が求められます。また、大規模地震や新型インフルエンザなどの危機の切迫感が高まる中、防災拠点やセキュリティ対策などの**危機管理機能の強化**や、省資源・省エネルギーといった低炭素社会の実現に向け、**環境と共生した市庁舎**が求められています。

災害対策

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、建物内の什器等転倒により、**災害時優先業務の開始が遅れた**部署がありました。災害時における拠点として、安全を確保して業務を継続する重要性を再認識し、中長期的な震災対策の一環としても、地震、津波など**様々な災害に即時に対応できる堅固な建物**が必要です。

【5つの基本理念】

①的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎

- ・現在の市庁舎では、市民への情報提供・相談機能として市民情報室・市民相談室を備えていますが、広さも十分ではなく、プライバシーの確保も難しい状況です。これらの機能について、市民が気軽に訪れられるよう、**情報提供・案内・相談機能を拡充**します。
- ・市民に身近な議会となるよう、諸室の拡充やバリアフリー対応の強化など**議会機能の充実**を検討します。
- ・多様化する課題に様々な市民・団体が積極的に参加できるよう、**協働できる環境の整備**を検討します。

②市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎

- ・健常者、障害者にかかわらず、誰にでもわかりやすい庁舎となるよう、設備、色調、デザインなどあらゆる面で**ユニバーサルデザイン**を徹底し、利便性の高い庁舎を整備します。
- ・国内外から様々なお客様をお迎えできるよう**迎賓機能を強化**するほか、市役所を訪れた来庁者が**憩えるロビー空間の提供**を目指します。
- ・まちのシンボルとなり、市民が誇れるよう、周辺環境や都市景観に調和した**親しみの持てるデザイン**を検討します。

③様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎

- ・**災害時の司令塔として迅速に対応**できるよう、様々な災害への対応を想定した市庁舎を整備します。
- ・「官庁施設の総合耐震計画基準」※1を参考に、通常の建物の1.5倍の**高度な耐震性能**を確保します。
- ・市民への開放スペースを確保しつつ、行政情報、個人情報保護を徹底するための**セキュリティに配慮**(立ち入りを制限するスペース及び時間帯)を検討します。

④環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎

- ・自然光や自然風の利用など、様々な先進的な環境設備・機能を導入し、**エネルギーコストの削減及び環境負荷の低減**を目指します。
- ・効率的なエネルギー利用を図るため、**ビル管理システムの導入**を検討します。
- ・CASBEE横浜認証制度※2による環境性能効率の評価でSクラスを目標とします。

⑤財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

- ・財政負担を軽減し、街に活気を生み出すために、オフィスや商業施設など**民間が入居できるスペースの確保**を検討します。
- ・大都市制度の導入や将来の組織変更などを見据え、**柔軟に対応できる執務スペース**を整備します。
- ・建物の長寿命化を図るため、**無駄のないシンプルな建物**とするとともに、大規模修繕・設備更新を考慮した**効率的・計画的な庁舎管理**を行います。
- ・庁舎として備えるべき性能については、「官庁施設の基本的性能基準」※3等を参考に一定の性能を確保します。
- ・あらゆる分野で**ICTを活用**し、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

※1 官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
→官庁施設として必要な耐震性能について定めた基準

※2 CASBEE横浜認証制度
→建築物の環境品質・性能と環境負荷を同時に評価するシステム。総合的に算出した「建築物の環境性能効率」をS～Cの5段階で格付けする。

※3 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
→官庁施設に求められる社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性に関する性能の水準を定めた基準

新市庁舎が備えるべき機能と建物に求められる性能

【新市庁舎が備えるべき機能】

これまでの検討や現庁舎の課題と整備の必要性・基本理念を踏まえ、新市庁舎が備えるべき機能を次の4つに整理しました。

① 行政機能

- 民間ビル等に分散している部局を集約して利便性と効率性を高める
- 執務室・会議室は効率的な利活用を前提とし、必要な機能・規模を確保
- 執務室は将来の組織改編や人員増減に柔軟に対応
- 来庁者に開かれた市庁舎を前提として行政文書や個人情報保護のために必要なセキュリティを強化
- 来賓をお迎えする機能・施設の充実

② 議会機能

- 効率的な議会活動が行えるよう議場等を拡充し、必要な規模を確保
- 開かれた議会を目指して機能の拡充
- 必要に応じたセキュリティの強化

③ 市民利用機能

- 市民が憩えるロビー空間を設置
- 市民の要望に的確に情報提供ができるよう情報センター機能の充実
- 市政や市民生活に関する相談に対応でき、プライバシーに配慮した相談機能の充実
- 市民の参画と協働を促進するための機能を整備・拡充

④ 危機管理機能

- 高い耐震性や安全性を確保した庁舎とし、災害時の迅速な初動体制を確保
- 災害対策本部を開設・維持するためのシステム、物資及び資機材等を整備・備蓄
- 庁舎内のセキュリティ対策を強化し、危機発生時に支障なく対応できる庁舎
- 津波避難ビルとしての機能を確保

【建物に求められる性能】

基本理念や機能から想定される建物の性能について、次の4つに整理しました。

① 耐震性と安全性の確保

震災時には、災害対策本部として災害対策の指揮及び情報伝達等を担う必要があることから、高い耐震性と安全性を確保した市庁舎とします。

- 構造体として震災後に大規模な補修をすることなく使用できることを目標
- 震災時に災害対策本部や発災直後に優先度が特に高い業務を担う部署の機能を確保
- 地震等の被害を想定したバックアップ設備や電源配置を検討
- 周辺環境を考慮した上で、津波避難ビルとしての機能を検討

② 高い経済性の追求

効率的な執務環境にするとともに、スペースを有効に使用し、合理的かつ効率的に建物が管理できる市庁舎とします。

- 経済性・効率性が高いライフサイクルコストを踏まえた設計・設備・配置
- 将来的な設備更新・改修を考慮し、維持管理費の低減と長寿命化を実現
- 省エネルギー技術や再生可能エネルギーを導入して環境負荷及び光熱水費を低減
- 将来の行政ニーズや組織の変化に柔軟に対応できる執務空間を検討

③ 環境への配慮

環境最先端都市を目指し、地球温暖化対策を主導・促進する立場であることを踏まえ、環境に最大限配慮した市庁舎とします。

- 建設から解体等までの市庁舎のライフサイクル全体を通じて環境負荷を低減
- エネルギーコストを低減し、省エネルギーを実現するための先進的な技術を導入

④ セキュリティへの配慮

来庁者に開かれた市庁舎とすることを前提として、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点から、セキュリティに配慮した市庁舎とします。

- 行政文書の管理や個人情報保護等の観点から執務室のセキュリティを強化
- 時間外や閉庁日はシステム等によって入退室を管理
- 市長室・重要倉庫等それぞれの特性に応じた適切なセキュリティを確保

<規模を算定する上で前提となる条件>

計画人口

将来人口推計において、横浜市の人口は2020年に約374万7千人(現在から2%弱の増加)でピークを迎え、その後、2055年には320万人程度まで減少すると想定されています。(図1)

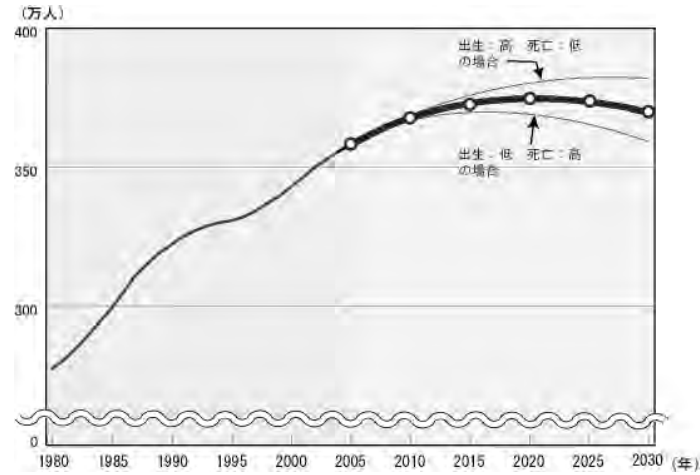


図1【将来人口の推計値(H17国勢調査ベース)】

関内地区の職員数

平成24年5月現在、関内地区勤務職員数^{※1}は、5,938人^{※2}で、近年はやや増加傾向にあります。

(図2)

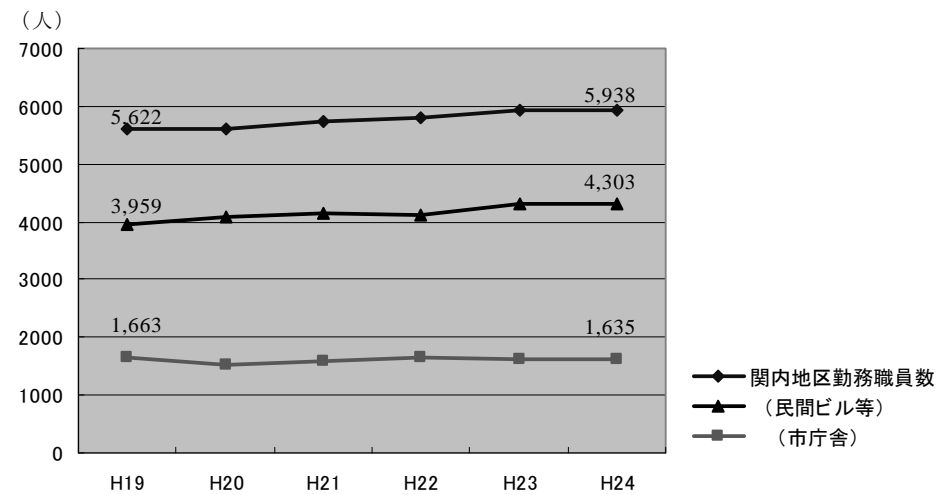


図2【関内地区勤務職員数推移】

※1 特別職を除き、嘱託・再雇用・アルバイト等を含め市庁舎及び周辺の民間ビル等に勤務する者
 ※2 【内訳】(平成24年)市庁舎:1,635人、民間ビル等:4,303人

市会議員数

市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例により、86人

現庁舎の規模

○市庁舎及び関内周辺民間ビル等の規模(平成20年調査 共用部・駐車場面積を除く) 【単位:㎡】

用途		市庁舎	民間ビル等 ^{※3}	合計	備考
行政機能	事務室 ^{※4}	8,110 (うち特別職関連室:466)	29,144	37,254	職員一人当たりの規模 平均:約7.3㎡ (市庁舎:約5.8㎡ 民間ビル等:約7.8㎡)
	書庫・倉庫	1,587	2,503	4,090	ほか、2,880㎡の外部倉庫有
	会議室	1,016	3,191	4,207	
	その他諸室	1,703	1,471	3,174	食堂、健康管理関係室、印刷・コピー・集配室、守衛室等
市民利用機能		580	—	580	市民相談室、市民情報センター等
危機管理機能		1,907	—	1,907	危機管理センター、災害用備蓄庫
議会機能		3,748	—	3,748	
その他	郵便局・銀行	302	—	302	
	研修室等	—	12,472	12,472	教育文化センター(研修室・市民ギャラリー等)
合計		18,953	48,781	67,734	

※3 関内中央ビル、関内駅前第一ビル、関内駅前第二ビル、松村ビル、松村ビル別館、横浜関内ビル、朝日会館、第一総業ビル、JNビル、産業貿易センター、住友生命横浜関内ビル、横浜馬車道ビル、昭和シェル山下町ビル、横浜ニューポートビル、尾上町ビル、テオービル、教育文化センター
 ※4 市民相談室、市民情報センターは「市民利用機能」、危機管理センターや議会局事務室はそれぞれ「危機管理機能」「議会機能」で計上しているため、除いている。また、教育文化センター内事務室については、その他「研修室等」に含めて計上している。

○その他の主な建物・組織

消防局・消防指令センター(保土ケ谷区) / 総務局 IT活用推進部情報システム課(戸塚区)
 病院経営局(保土ケ谷区) / 横浜市研修センター(中区)

考慮すべき要因

○外的要因

- ・将来人口の増減
- ・市民ニーズの多様化
- ・地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲、とりわけ特別自治市制度の創設による事務移譲及び職員・施設等の移管

○内的要因

- ・特別自治市創設による これまで以上の区役所への分権及び機能強化の推進
- ・不断の行政改革による 簡素で効率的な執行体制づくりや 事務・事業の徹底した見直し
- ・ICTの活用による 事務全体の最適化 など

規模算定の考え方

- ・職員数の長期的動向については、外的・内的要因によって様々に変化することが予想され、現時点で確定することは難しいと考えられます。
- ・そこで、今後の検討では、現在の関内地区勤務職員数と同規模の **5,900人^{※5}** を、規模算定のための基準となる数値とします。
- ・ただし、「考慮すべき要因」等により、組織・業務の拡大・縮小が実施されることを想定し、フレキシブルに対応できることが必要と考えられます。

※5 横浜市研修センター職員を除く

<用途ごとの規模算定の考え方>

①事務室の規模算定について

標準的な事務室の規模については、国の算定基準に基づく試算値や、他都市・民間オフィス事例などを参考に、現状を踏まえ整理・検討を行います。

なお、市民相談室、市民情報センター、危機管理センター、議会局事務室及び諸室の規模については、別途検討※6することとし、これらの事務室で働く職員数を、5,900人から除いた数値（**5,650人**）を事務室規模算定のための基準職員数として検討します。

【国の算定基準】

- ・「総務省地方債事業費算定基準」※7による試算値
- ・「国土交通省新営庁舎面積算定基準」※8による試算値

【他都市・民間オフィスの実績面積】

- ・政令指定都市の本庁舎執務室面積
- ・民間オフィスの使用実態

※6 例えば、市民情報センターは、事務スペース以外に行政資料コーナーや情報公開コーナーなどを持っているため、別途検討することとします。

※7 地方債計画として庁舎整備をする場合における標準的な事業費を算定するための基準（総務省事務次官通知 平成22年度まで適用）

※8 官庁営繕関係の統一基準

○「総務省地方債事業算定基準」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の一人当たり(㎡)※9	54.0	54.0	22.5	9.0	9.0	4.5	
面積(㎡)	1,188.0	8,424.0	9,337.5	2,601.0	6,957.0	17,977.5	46,485
	職員一人あたり：						約 8.2 ㎡

※9 4.5㎡を基準に、職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○「国土交通省新営庁舎面積算定基準（地方大官庁：第1次出先機関）」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の一人当たり(㎡)※10	39.6	39.6	22.0	11.0	7.9	4.4	
面積(㎡)	871.2	6,177.6	9,130.0	3,179.0	6,122.2	17,578.0	43,050
	職員一人あたり：						約 7.6 ㎡

※10 4.0㎡を基準に、補正率(10%)及び職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○政令指定都市の本庁舎執務室面積

平成21年度に行った調査の結果《参考資料3》、
政令指定都市の本庁舎執務室の職員一人当たり平均面積は、**約 7.3 ㎡**

○民間オフィスの使用実態（財務省実施アンケート調査：財務省ホームページより）

平成13年度実施 調査対象 130件 一人当たり： **10.19 ㎡**（役員用個室面積を含まない）
平成16年度実施 調査対象 90件 一人当たり： **10.40 ㎡**（役員用個室面積を含む）
平成17年度実施 調査対象 1,038件 一人当たり： **13.02 ㎡**（役員用個室面積を含む）

職員一人当たり面積を整理すると次のようになりますので、これをもとに検討を進めます。

現庁舎（民間ビル等含む）	約 7.3 ㎡
総務省地方債事業費算定基準による試算	約 8.2 ㎡
国土交通省新営庁舎面積算定基準による試算	約 7.6 ㎡
政令指定都市の本庁舎執務室面積調査による試算	約 7.3 ㎡

②書庫・倉庫の規模算定について

新市庁舎への書庫・倉庫の設置は必要最小限とし、長期保存文書等については、賃料の低い場所にある民間倉庫などを積極的に利用して保管すること、また、同時に文書量自体の削減を推進し、民間倉庫利用についても徐々に削減していくことを想定して検討を進めます。

算定には、「総務省地方債事業費算定基準」、「国土交通省新営庁舎面積算定基準」を参考としながら、現状を踏まえて検討を行います。

○「地方債事業費算定基準」による試算

約 **6,100 ㎡**（①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の13%）

○「国土交通省新営庁舎面積算定基準（地方大官庁：第1次出先機関）」による試算

約 **5,100 ㎡**（補正率を乗じず、①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の13%）

③会議室の規模算定について

会議室のうち、各局共通で使うことができる共用会議室は、稼働率が高く（平成22年度：約86.2%）《参考資料3》必要時に使用できない状況が慢性化しているため、拡充する必要があります。

ただし、必要最小限の増床となるよう、会議室を集約したフロアの設置や予約システムの工夫による効率的な運用、事務室における打合せスペースの配置等についても検討していきます。

④市民利用機能、危機管理機能、その他諸室の規模算定について

市民利用機能(市民相談室、市民情報センターなど)、危機管理機能(危機管理センターなど)、その他諸室(守衛室など)については、現状をベースに、拡充が必要な点を具体的に確認しながら検討を進めます。

⑤議会機能(議会局を含む)の規模算定について

「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討内容を基に、連携して検討を進めます。

⑥共用部分・その他の用途について

廊下、トイレ、階段、エレベーター、機械室等の共用部分の面積は、全体面積の40%として検討を進めます。

また、今後、規模、整備予定地を決定していく中で、容積率に余裕が出ることも考えられます。

その場合は将来的な組織・業務等の拡大への対応や、行政機能に限らず多様性のある建物とするため、余剰床の活用についても検討していきます。

<行政部門の想定規模の試算>

- ・事務室の規模は、前ページ①に基づき、職員一人当たり面積に職員数を乗じた値に、特別職関連室面積を加えて算出しました。この時、事務室の想定規模の範囲を、下限を7.3㎡ (=現庁舎)、上限を8.2㎡ (=総務省地方債事業算定基準による試算結果)として仮定して試算しました。
- ・その他、書庫・倉庫、会議室等については、前ページ②～⑥に基づき試算しました。

		面積 (㎡)		考え方
		(A)	(B)	
行政機能	事務室	職員～局長 事務室	41,200 ~ 46,300	A: 現庁舎の職員一人当たりの平均面積(7.3㎡)×職員数(5,650人) B: 総務省地方債事業算定基準による試算の職員一人当たりの面積(8.2㎡)×職員数(5,650人)
		特別職 関連室	500 ~ 800	A: 現庁舎の規模 B: 応接室、待合スペースなどの拡充
		書庫・倉庫	4,100 ~ 6,100	A: 現庁舎の規模 B: 総務省地方債事業費算定基準による試算結果
		会議室	4,200 ~ 5,400	A: 現庁舎の規模 B: 高い稼働率の緩和のため、共用会議室を現状の7割程度拡充 迎賓機能を持つ特別会議室等の設置
		その他諸室	2,000 ~ 3,200	A: 食堂はビル内の民間機能で担うことを想定し、現庁舎の規模から食堂を除いた規模 B: 現庁舎の規模
	市民利用機能	600 ~ 1,900	A: 現庁舎の規模 (市民相談室・市民情報室) B: 市民が憩えるロビー空間や市民との協働を促進するためのスペース、 総合案内スペースなどの設置 市民相談室や市民情報室における相談ブースなどの拡充	
	危機管理機能	1,900 ~ 2,000	A: 現庁舎の規模 B: 事務室 (災害対策本部を開設・維持するためのシステム、物資及び 機材等の整備) 及び庁舎内備蓄庫等の拡充	
	専用部分合計	54,500 ~ 65,700		
	共用部	36,300 ~ 43,800	全体の40%と想定	
	合計	90,800 ~ 109,500		

整備場所のセットでの検討に向けた資料作成作業のための
行政部門面積案 (イメージ)

- ・「事務室」はAとBの中間値7.75㎡/人 で試算
- ・「書庫・倉庫」及び「その他諸室」はA、
- ・「会議室」「市民利用機能等」はB (必要とされる機能の充実に図る)として想定規模を試算

		用途	考え方	面積 (㎡)
行政機能	事務室	職員～局長 事務室	(A+B) / 2	43,800
		特別職 関連室	B	800
		書庫・倉庫	A	4,100
		会議室	B	5,400
	その他諸室	A	2,000	
	市民利用機能	B	1,900	
	危機管理機能	B	2,000	
	専用部分合計		60,000	
	共用部		40,000	
	合計		100,000	

《注意事項》
 ※あくまでもこの値は今後検討を進めていく上での一つの案です。
 ※議会機能は含まれていません。
 ※駐車場は含まれていません。
 ※端数処理の関係で数値が一致しない場合があります。

《参考》行政部門の過去の検討規模

市庁舎整備審議会答申 (平成7年1月)	15万9千～17万7千㎡程度
新市庁舎整備構想素案 (平成19年12月)	11万～14万㎡程度